

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【公表番号】特表2004-510733(P2004-510733A)

【公表日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-014

【出願番号】特願2002-532206(P2002-532206)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/06 (2006.01)

A 6 1 K 31/4545 (2006.01)

A 6 1 K 31/506 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/02 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/06

A 6 1 K 31/4545

A 6 1 K 31/506

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/02

A 6 1 P 43/00 1 1 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年2月5日(2008.2.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

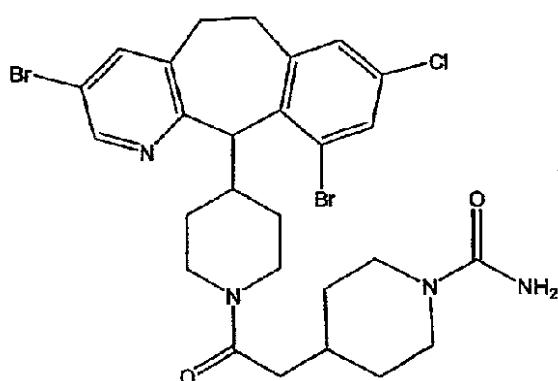
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】癌の処置を必要とする患者において癌を処置するための組成物であつて、該組成物が、

(1) FPTインヒビター

【化0】

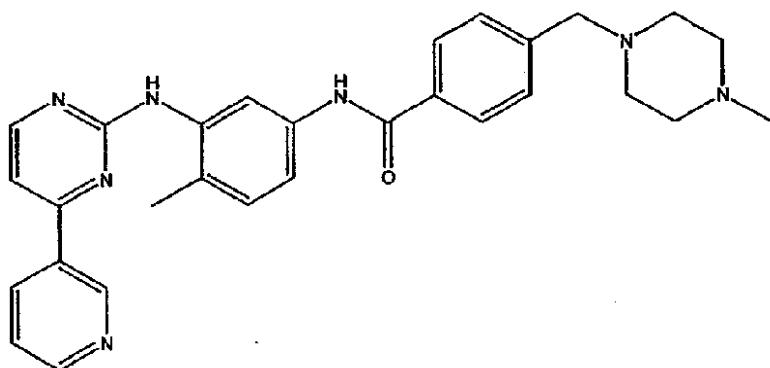


(+)-エナンチオマー

および

(2) チロシンキナーゼインヒビター

【化1】



を含む、組成物。

【請求項2】 請求項1に記載の組成物であって、前記癌が、以下：肺癌、脾臓癌、結腸癌、卵巣癌、肝臓癌、骨髄性白血病、黒色腫、甲状腺濾胞癌、膀胱癌腫、神経膠腫、脊髄形成異常症候群、乳癌または前立腺癌である、組成物。

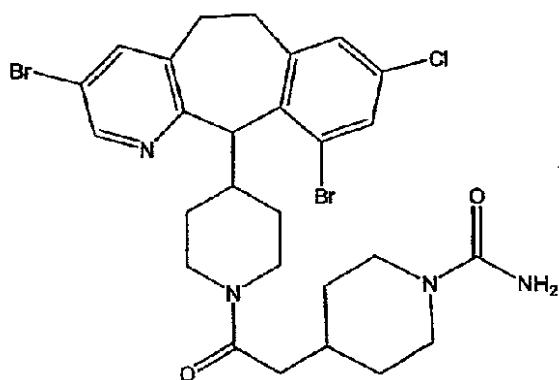
【請求項3】 化学療法剤と組み合せて使用されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】 請求項3に記載の組成物であって、前記化学療法剤が、以下：ウラシルマスター、クロルメチニン、シクロホスファミド、イホスファミド、メルファラン、クロラムブシリ、ピボブロマン、トリエチレンメラミン、トリエチレンチオホスホルアミン、ブスルファン、カルムスチン、ロムスチン、5-フルオロウラシル、フロクスウリジン、シタラビン、6-メルカブトプリン、6-チオグアニン、リン酸フルダラビン、ペントスタチン、ゲムシタビン、ビンプラスチン、ビンクリスチン、ビンデシン、ブレオマイシン、ダクチノマイシン、ダウノルビシン、ドキソルビシン、エピルビジン、イダルビシン、パクリタキセル、ミトラマイシン、デオキシコホルマイシン、マイトイマイシン-C、L-アスパラギナーゼ、インターフェロン、エトポシド、テニポシド、17-エチニルエストラジオール、ジエチルスチルベストロール、テストステロン、ブレドニゾン、フルオキシメステロン、プロピオン酸ドロモスタノロン、テストラクトン、酢酸メゲストロール、タモキシフェン、メチルブレドニゾロン、メチルテストステロン、ブレドニゾロン、トリアムシノロン、クロロトリニアセン、ヒドロキシプロゲステロン、アミノグルテチミド、エストラムスチン、酢酸メドロキシプロゲステロン、ロイプロリド、フルタミド、トレミフェン、ゴセレリン、シスプラチニン、カルボプラチニン、ヒドロキシ尿素、アムサクリニン、プロカルバジン、ミトーテン、ミトザントロン、レバミゾールナベルベン、CPT-11、アナストロゾール、レトラゾール、カペシタビン、レロキサフィン(Re洛xafine)、ドロロキサフィン(Dro洛xafine)、テモゾロミド、またはヘキサメチルメラミンより選択される、組成物。

【請求項5】 放射線を施すことと組み合せて使用されることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】 癌の処置を必要とする患者において癌を処置するための医薬の製造における、(1) FPTインヒビター

【化2】

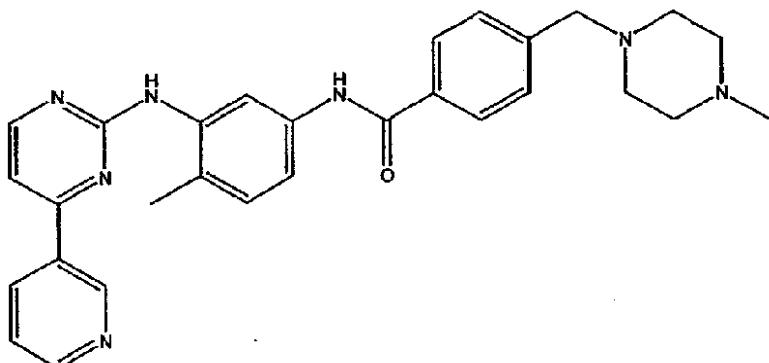


(+) - エナンチオマー

および

(2) チロシンキナーゼインヒビター

【化3】



の使用。

【請求項7】 前記FPTインヒビターが1.4mg/日～400mg/日の量で投与されることを特徴とする、請求項6に記載の使用。

【請求項8】 前記FPTインヒビターが3.5mg/日～70mg/日の量で投与されることを特徴とする、請求項7に記載の使用。

【請求項9】 前記チロシンキナーゼインヒビターが3.5mg/日～70mg/日の量で投与されることを特徴とする、請求項8に記載の使用。

【請求項10】 前記FPTインヒビターおよび前記チロシンキナーゼインヒビターが同時投与されることを特徴とする、請求項9に記載の使用。

【請求項11】 前記FPTインヒビターおよび前記チロシンキナーゼインヒビターが連続投与されることを特徴とする、請求項10に記載の使用。

【請求項12】 請求項6に記載の使用であって、前記癌が、以下：肺癌、膵臓癌、結腸癌、卵巣癌、肝臓癌、骨髄性白血病、黒色腫、甲状腺濾胞癌、膀胱癌腫、神経膠腫、脊髄形成異常症候群、乳癌または前立腺癌である、使用。

【請求項13】 前記医薬が化学療法剤と組合合わせて使用されることを特徴とする、請求項6に記載の使用。

【請求項14】 請求項13に記載の使用であって、前記化学療法剤が、以下：ウラシルマスター、クロルメチン、シクロホスファミド、イホスファミド、メルファラン、クロラムブシリ、ピボプロマン、トリエチレンメラミン、トリエチレンチオホスホルアミン、ブスルファン、カルムスチン、ロムスチン、5-フルオロウラシル、フロクスウリジン、シタラビン、6-メルカブトプリン、6-チオグアニン、リン酸フルダラビン、ペントスタチン、ゲムシタビン、ビンプラスチン、ビンクリスチン、ビンデシン、ブレオマイシン、ダクチノマイシン、ダウノルビシン、ドキソルビシン、エピルビジン、イダルビシン

ン、パクリタキセル、ミトラマイシン、デオキシコホルマイシン、マイトマイシン - C、L - アスパラギナーゼ、インターフェロン、エトポシド、テニポシド、17 - エチニルエストラジオール、ジエチルスチルベストロール、テストステロン、プレドニゾン、フルオキシメステロン、プロピオン酸ドロモスタノロン、テストラクトン、酢酸メゲストロール、タモキシフェン、メチルプレドニゾロン、メチルテストステロン、プレドニゾロン、トリアムシノロン、クロロトリアニセン、ヒドロキシプロゲステロン、アミノグルテミド、エストラムスチン、酢酸メドロキシプロゲステロン、ロイプロリド、フルタミド、トレミフェン、ゴセレリン、시스プラチニン、カルボプラチニン、ヒドロキシ尿素、アムサクリン、プロカルバジン、ミトーテン、ミトザントロン、レバミゾールナベルベン、CPT - 11、アナストロゾール、レトラゾール、カペシタビン、レロキサフィン (Reloxafine)、ドロロキサフィン (Droloxafine)、テモゾロミド、またはヘキサメチルメラミンより選択される、使用。

【請求項15】 前記医薬が放射線を施すことと組合わせて使用されることを特徴とする、請求項6に記載の使用。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

さらに、好ましい実施形態では、本発明の方法としては、(1) FPTインヒビターおよび(2)さらなるRasシグナル伝達経路インヒビターを、達成するに充分な量で同時または順次投与することによって腫瘍を処置し、そして(例えば、CATスキャンによって測定した場合)腫瘍の容積を、このような処置を必要とする患者(例えば、ヒトのような哺乳動物)において後退させるための方法が挙げられる。処置され得る腫瘍の例としては、以下が挙げられるがこれらに限定されない:上皮癌(例えば、前立腺癌)、肺癌(例えば、肺腺癌)、膵臓癌(例えば、膵臓癌腫(例えば、膵外分泌癌腫))、乳癌、結腸癌(例えば、結腸直腸癌腫(例えば、結腸腺癌および結腸腺腫))、卵巣癌、膀胱癌腫、および肝臓癌。処置され得る他の癌としては、黒色腫、骨髄性白血病(例えば、急性骨髄性白血病)、肉腫、甲状腺濾胞癌および骨髄形成異常症候群が挙げられる。